

# 新型インフルエンザ等対策行動計画〈概要版〉

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと抗原が異なることから、大きな健康被害が出たり、世界的な大流行（パンデミック）となるなど大きな社会的影響が出るのが懸念されます。

そこで、新型インフルエンザやこれと同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、政府行動計画及び北海道の行動計画に基づき、この計画を策定いたしました。

## ◆◆◆ 市行動計画の構成 ◆◆◆

### 第1章 計画の基本事項

新型インフルエンザ等特別措置法の制定、計画の位置付け等

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略、発生段階、計画の主要項目等

### 第3章 各段階における対策

未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期

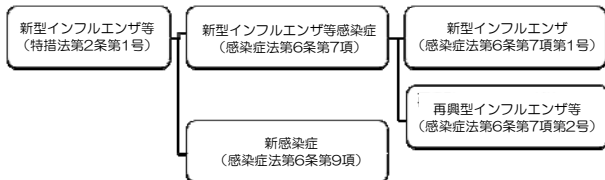
## 〈この計画の目的〉

- ★感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ★市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

## 【計画の対象となる感染症】

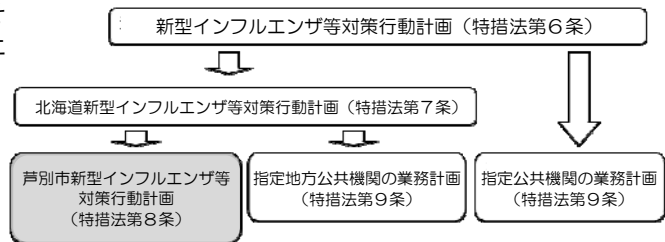
本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



## 【計画の位置付け】

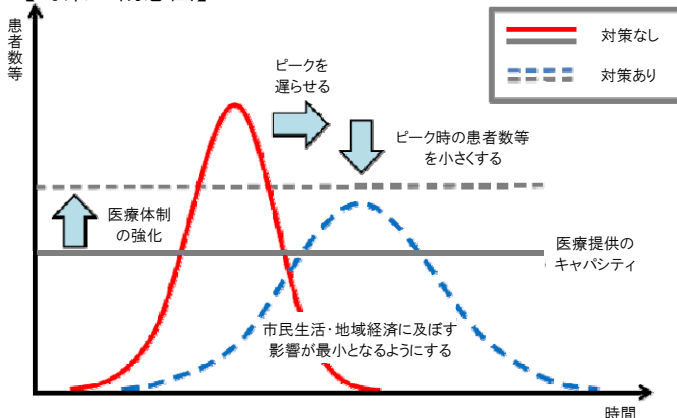
本行動計画は、特措法第8条に基づき、政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、北海道が作成した「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいて作成するものです。



## 【芦別市における被害想定】

- 罹患者数 約4,213人
- 医療機関受診者数 約1,701人～約3,270人
- 入院患者数 中等度 約67人 重症269人
- 死亡者数 中等度 約17人 重症25人

## 【対策の概念図】



この計画では、新型インフルエンザ等の対策について発生段階別に、主要7項目（実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、市民生活・市民経済の安定の確保）に整理し掲載しています。

【裏面をご覧ください】

## 発生段階ごとの対策の概要

状況の変化に相応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生  
の段階を設け各段階において想定される状況に応じた対応方針を示したもので  
す。新型インフルエンザ等の発生時にはこれらの対策を柔軟に選択し実施します。

発生段階	対策の目的	実施体制	サーベイランス※ ・情報収集	情報提供 ・共有	予防・ まん延防止	予防接種	医療	市民生活・ 市民経済の 安定の確保
未発生期	・発生に備えて体制整備を行う	・行動計画の策定・見直し ・関係機関との情報交換・連携体制の確認、訓練の実施	・情報収集 ・サーベイランスへの協力	・感染の動向・感染予防についての情報提供	・感染対策の普及	・特定接種の準備	・二次医療圏を単位とした体制整備への道への協力	・物資・資材の備蓄等 ・要援護者の把握及び生活支援等の検討 ・火葬能力の把握
	・国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生との遅延と早期発見に努める ・国内発生に備えて体制の整備を行う	・市対策本部の設置準備	・情報収集 ・サーベイランスへの協力 ・市内の流行状況の確認	・市民への情報提供と注意喚起 ・相談窓口の設置	・感染対策の普及	・特定接種の準備、接種開始 ・住民接種の体制整備	・国及び道が実施する医療体制の整備等	・要援護者及び協力者への発生の連絡 ・一時遺体安置施設等の確保準備要請に伴う対応
海外発生期	・感染拡大を出来る限り抑える ・患者に適切な医療を提供する ・感染拡大に備えた体制の整備を行う	・市対策本部の設置準備を進める	・情報収集 ・サーベイランスへの協力 ・市内の流行状況の確認	・可能な限りリアルタイムでの市民への情報提供と注意喚起 ・相談窓口等の体制の充実・強化	・感染対策の普及	・特定接種の継続 ・住民接種（新臨時接種）の実施	・国及び道が実施する各種対応についての協力	・要援護者への生活支援 ・遺体の火葬・安置
	・国内発生早期	・市対策本部を設置			・市民への外出自粛 ・事業所での健康管理・受診勧奨要請 ・学校、保育所等の使用制限要請 ・病院、高齢者施設等の感染対策強化要請	・臨時の予防接種としての住民接種の実施		・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定等
国内発生早期	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑える ・市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える	・国及び道の基本的対処方針に沿った対応	・情報収集 ・サーベイランスへの協力 ・市内の流行状況の確認	・可能な限りリアルタイムでの市民への情報提供と注意喚起 ・相談窓口等の体制の充実・強化	・基本的な感染対策の普及を継続 ・市民への外出自粛 ・事業所での健康管理・受診勧奨要請 ・学校、保育所等の使用制限要請 ・病院、高齢者施設等の感染対策強化要請	・特定接種の継続 ・住民接種（新臨時接種）の実施	・在宅で療養する患者への支援 ・医療体制の市民周知	・要援護者に対する生活支援の実施 ・遺体の火葬・安置
	・国内感染期	・市対策本部の設置を継続				・臨時の予防接種としての住民接種の実施	・道が行う臨時の医療施設の設置への協力	・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定等 ・遺体の一時安置所の確保 ・要援護者に対する生活支援
緊急事態宣言時	・市民生活及び地域経済の回復をはかり流行の第二波に備える	・市対策本部の廃止 ・必要に応じ市行動計画の見直し	・情報収集 ・サーベイランスへの協力 ・市内の流行状況の確認	・第二波に備えた情報提供 ・相談窓口の縮小	・感染対策の普及	・第二波に備えた、新臨時接種の実施	・通常の医療体制への移行に対する道への協力	・要援護者に対する生活支援
	・小惑期					・住民接種の実施		

※サーベイランスとは、感染症の発生状況の把握及び分析のことです。